

令和6年第4回川本町議会定例会会議録

(第2日目) 令和6年12月10日 午前9時30分開議

議 長	<p>おはようございます。 これより、本日の会議を開きます。</p>
々	<p>ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立しました。</p>
々	<p>本日の議事日程は、お配りしているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「一般質問」を行います。 質問順序を申し上げます。通告順に、5番高良議員、6番木村議員、3番 中平議員、1番飯田議員、2番杉本議員、4番本山議員であります。 それでは、順次質問を許します。</p>
々	<p>はじめに、高良議員の一般質問を行います。5番高良議員。</p>
5番 高良議員	<p>皆さんおはようございます。今年は、いきなり夏から秋の期間がすごく短 くて寒くなったという感じの1年でございました。先日も女優の中山美穂さ んがお風呂で亡くなられたというようなニュースがありました。大変悲しい ことですが、急に寒くなりますと体がなかなかついていっていきませんので このヒートショックという問題は起こりうる問題だと思います。私の母も9 年前にヒートショックで風呂の方で亡くなりました。皆さんも、おうちの方 では脱衣場は温かくして、ヒートショックにならないような対応をお願いし たいと思います。</p> <p>それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。</p> <p>質問の要旨ですが、まず1点目、「身寄りのない高齢者の問題について問 う」でございます。これは日本総合研究所の試算によれば、三親等以内の親 族がいない身寄りのない高齢者が、2024年には286万人であるが、2 050年には約448万人となる見込みであることが分かった。これは9人 に1人が身寄りのない高齢者となる見込みであることが記されていまして。 これは、入院時の身元保証や費用の支払いの連帯保証人や、施設入所時の身 元保証人の確保が難しくなるのではないかと思います。また、亡くなられ た時の遺体の引き取りについても不安が残ります。今現在の対応の状況と、 身寄りのない高齢者が増加しても現在の取り組みで対応できるのか、新たな 取り組みが必要なのかを問うものでございます。</p> <p>続いて2点目は、「耕作放棄地の対応について問う」でございます。国は、 耕作放棄地の拡大を防ぐために、市町村に地域計画の策定を義務づけていま</p>

5番
高良議員 　　す。これは10年後の農地利用について、農業者や地域住民の皆さんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図だとされています。現在の川本町の取り組みの状況と今後の取り組みについて質問するものでございます。

議 長 　　それでは、高良議員の質問のうち1項目め、「身寄りのない高齢者の問題について問う」に対する答弁を求めます。番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 　　それでは、高良議員のご質問の、「身寄りのない高齢者の問題について問う」についてお答えします。

1つ目のご質問、「今現在の対応状況について」です。身寄りのない高齢者の入院時の対応については、国が作成したガイドライン等を参考にしながら、関係機関と連携を図り、取り組んでおります。具体的には、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、家族の有無などに応じて、様々なケースがありますが、医療機関が入院時に求める身元保証・身元引き受けなど、施設入退所時に求める身元引き受けなど、また死亡後の対応も含めてサポートが必要な場合が多くありますので、本人をはじめご近所や自治会、民生委員等からの聞き取りによって支援者を探し出し、その方にサポートをお願いしているところでございます。しかしながら、支援者が見つからない場合で意思決定が困難であり、権利擁護が必要な方に対しては、民法の規定に基づく成年後見制度等によって、本人の法定代理人としてサポートしていただける方を推薦する必要があるため、町としては、令和4年4月に健康福祉課内に、権利擁護支援の中核機関を設置して対応しております。今年度からは、美郷町と共同で司法・福祉・医療・地域の関係者で組織する権利擁護支援等推進協議会を設け、2か月に1回の会合の場において、個別ケースを共有し、後見人等の受任者の推薦や調整を行っております。この他、十分な判断能力があるうちに、入院等の方が一に備え、昨年度から自らが今後の人生についてどう生きたいか、望む医療やケアについて、家族や周りの信頼できる人たち、医療・福祉等の関係者と前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みである、人生会議、エンディングノートの取り組みを進めております。

2つ目のご質問、「身寄りのない高齢者が増加しても、現在の取り組みで対応できるのか」についてです。先ほど説明しましたとおり、町としましては、様々な機関と広域的なネットワークを構築し、身寄りのない高齢者に対する支援の調整などを行いながら、一方でこうしたケースの増加に対応できるよう、高齢者の方々に対し、万が一に備えた準備を早いうちから行っていただく取り組みに力を注いでおります。引き続き、悠湯プラザでの介護予防事業や地域でのサロン等で、人生会議、エンディングノートの啓発を行うとともに、そうした機会を通じて身寄りがなく困っている方を把握し、繋がりを得ることで、対象者に必要な支援が行えるよう対応してまいります。

3つ目のご質問、「新たな取り組みが必要なのか」についてです。

番外高砂健康福祉課長 今後、身寄りのない高齢者の増加によって、成年後見等のなり手が不足してくることを危惧しております。そのため、社会福祉法人などの法人が成年後見人等になり、個人が成年後見人等になった場合と同様に、意思決定が困難な方々の支援を行うことができる「法人後見」が重要であると考えております。町の社会福祉協議会におかれましても、既にこの「法人後見」を行う体制を整備しておられますので、求められるケースに対応していただくことを期待しておるところです。

議 長 再質問ありますか。5番高良議員。

5番高良議員 対応の仕方というのは、今の答弁でよく分かったわけですが、この中で、今の答弁の中でも、成年後見人等のなり手不足の問題が出ております。これは後見人もですが、民生委員さんも全国的になられる方が少ないと、こういうボランティアのような活動には、なかなか皆さん今協力が得られていないのが現状です。そういう状況の中で、私がこの中で一番問題だと思うのは、例えば、入院した時の医療費の連帯保証人、医療費の問題ですね、これを、他の細々なことはいくらでも手を貸せるわけですが、気が付いた人がおられて、それが手を貸していくということができると思うんですが、その例えば、入院しておられて、運悪くというか具合が悪くなって亡くなられたというような場合の医療費については、これはどこが負担するような仕組みになってるのでしょうか。

議 長 番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 医療費、そのケースケースによってやはりちょっと異なります。それで、やはり入院された時に、身元の保証する方がおられないとかそういった場合であれば、やはり福祉の方に、特にお金がないということであれば、福祉の方にも相談があります。そういったところで、例えば生活保護なり必要なケースであればそういったことも対応しますし、身内の方が、それこそ探していったところで、もしそういうその身内の方が対応してもらえするというケースがありますので、どうしてもやっぱりその方その方のケースに応じた対応になっているのが現状ではないかと思っております。

議 長 5番高良議員。

5番高良議員 身内の方と言いましても、この、要はこういう身寄りのない方の問題を私は取り上げているので。なぜそれを取り上げたかといいますと、これは昨年の12月の新聞ですけれども、2020年の国勢調査によると、一番多い世帯類型は単身となっており、その割合は38.1%、4割に迫っている。島根県では33.2%と、3分の1が単身世帯だという現在の状況がございます。

5番
高良議員

これが、2050年には、先ほど通告書に言いましたように、そういう単身が多いということは、その親族が減っていくわけですね。皆さん当然分かれると思いますが、そういう中で2050年には448万人となること、9人に1人が単身というようなデータが、これは日本総合研究所の試算、或いは他にも厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所でも、2050年に全5,261万世帯の44.3%にあたる2,330万世帯が一人暮らしとなると、こういうデータが出ております。ということは、身内といわれる方が大変私は少なくなると思うんです。また身内であっても、今問題になっているのが、親子でも親の面倒見るのが嫌だとか、あるいは、土地は引き継ぎたくないとか、相続放棄ですね、そういう問題が多々出ている中で、医療の問題は、多分究極はそのお金の問題と、あと亡くなられた方をどう引き取るのかという問題になるんですが、今お金はそういう形で今何とかなるにして、それではそのあとの遺体の方はどういう形で流れていくのか、ちょっとそれを教えてください。

議 長

番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長

これもいろいろなケースによってちょっと異なります。それこそ身内がおられる、そういった周りで、その身寄りがおられなくても、例えば自治会なんかでそういった葬儀をあげられるっていう方がおられる場合には、そういったところで火葬まで取り組まれたところもあります。その後のお墓については、お墓があるところであれば、そこへ納められたっていうケースもございますし、お寺の方で無縁仏としてお願いしたというケースも、これまではございました。以上です。

議 長

5番高良議員。

5番
高良議員

なかなかこれも費用がかかることなんで、火葬許可が出て火葬にもお金がかかる、いろんな場合が考えられるのは確かそうではございますが、町としていろんな場合があるにしても、その最悪の場合はどうに取り扱っていくのかというような手順は決められておるのでしょうか。

議 長

番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長

いちおう身寄りのない方が亡くなられた場合の取り扱いというのは、例えば、身元が分かっている、分かっていない、そこで生活保護であるかないか、葬祭人がいるかないか、そういったことによって、細かく正直規定されています。なかなかちょっと言葉でにくい部分があるんですが、そういったところに、例えば火葬であれば、墓地埋葬法とかいうところもありますし、行路病によって亡くなった場合の火葬とか、ちょっといろいろございます。

番外高砂健
康福祉課長

そのケースに応じて、いちおう対応をその法律に基づいて対応していくというのが現状でありまして、ただ火葬までは行った、じゃその最後どうするかっていうところは、正直そこまでの規定っていうのはありません。火葬まではありますけどそこから先はなくて、全国的にも新聞にもちょっと出てましたけど、そういった大きな市であれば、行政として何か公共墓地みたいなものを持っておられて、ただそこがもういっぱいってどうするかってような問題があるっていうのは、ちょっとこれすいません、テレビとか情報であれなんですけど、そういった問題も起きております。なので最終的な遺骨をどうするかっていうところは課題ではありますけど、今のところうちとしては、今のところちょっとお願いをして、最終的に供養をしているようなところなんです。ただそれがたくさんあるということではないんですけど、ちょっとまれなケースでそういったこともあったということです。

議 長

5 番高良議員。

5 番
高良議員

たくさんあれば困るわけで、まれなぐらいでちょうどいいだと思いますけども、ただ今の言葉の中に、お願いしてというのがありましたが、それは、考え方ですよこれは、良いとか悪いとかは言いませんけども、行政が民間の方をお願いをして、そういうことに取り組んでやってもらっているという、その形態が正しいのかどうか。というのが、町長どうでしょう、これは町として、町が民間の人をお願いをして、何かをしてもらう。例えば、納骨とかそれをお願いしているというその形は、それは正しい姿と言えますか。

議 長

番外野坂町長。

番外
野坂町長

今の、ただいまですね、課長の答弁、実はこのことについてはですね、厚生労働省がですねガイドラインを示してあります。ガイドラインの名称はですね「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」ということで、直近では、5年の7月に改正されております。その中でいわゆる亡くなられた時にですね、身元が判明する場合と判明してない場合が、手続きが、モデル的な手続きが定められております。葬祭人がある場合はですね、そちらの流れにいくと。今おっしゃった無い場合はですね、基本的には最終的には行政が法的に埋葬法に基づいて行う場合があります。さらにですね、その先ですね費用等の関係性はですね、これはまたその先、今後は民法の方に入って行って、相続人をお願いするという手続きになっております。それは民法に従ってですね相続人をお願いして調査をかけて、可能であればそちらをお願いすると。それでいよいよそれが難しい場合はですね、法的に行政が最後負担するというふうな、ケースに応じてですね、手続き的なガイドラインがすべて厚生労働省の方で示されておまして、さらにぶら下がってくる個別法ですね手続きがですね、規則が定められております。今議員お

番外
野坂町長

っしゃいますのは、その間ですねその手続きによって流れる時に、これが埋葬人が葬祭人がおられる場合とおられぬ場合をですね、厳密にその法の規定上分けられない場合がありますので、課長が言ったところはですね、お願いしてというところがですね、そこが明確に線引きできないときに、行政のいわゆる働きかけの部分が出てくると。議員おっしゃいますように、そのことがこのですね、法的なガイドライン、法でなくても、一応ガイドラインがあって個別法に跨るときにですね、うまくそれが繋がる仕組みができてるのかということであろうと思います。そのところはですね通常のですね、私たちが基本とすべきガイドラインなり法の仕組みとですね、あとそのですね当事者の方の事例に応じてですね、この場合はという部分が、やはりそのですねその都度の判断が出てくる、それが課長が申した働きかけということでありまして、議員がですね、疑問をお持ちのそれが行政としていいのかどうかとか、そうですね当事者の関係性上どうなのかと、そういうお尋ねなんではないかと私は受けとめます。最後はですねやはりそのですね、当事者の方あるいはそのご遺族の方、そして最後身寄りが無い方であれば、より近い方との関係性の中で、最も望ましい方法をですね、地元ですね自治体として、その場でですね関係する皆さん方のですね、個別に寄り添った対応を選択していくことになるのかなと、このように感じております。

議 長

5番高良議員。

5番
高良議員

今の町長のおっしゃること、もっともなことよく分かるわけでございますが、昨今家族関係も非常に希薄というか、自分の親も遺体も引き取らないというような例が全国的に出ております。その中で益々これからそういう問題が、私は増えてくるんじゃないかと思っております。ましてや先ほど言いましたように、独身世帯が増える、子どもの数が減る、結婚しない人が増える、そういう状況の中で、当然これが昔のような家族で助け合うような社会にはならないような気がします。そうするとこういう問題は、今よりは私は増えるんじゃないかと考えます。そこでもう一回聞きますけど課長、例えば遺骨をお寺さんに引き取ってもらう時にそれは、対価は払っているわけでしょうか。

議 長

番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長

ちょっと細かい事例を言っただけかと思うんですが、私に関わったケースでは、その方がある程度資産を持っておられて、しかも成年後見を受けておられる方であったので、そこら辺は、いくらってことはお寺さんの方から言われなと思います。そこは、その中でいくつかのご寄附というか、そういったものを出させていただいたところでございます。で、やはり本当高良議員言われるとおりの、家族関係の希薄化とか、单身の方が増えている中で、やはり今本当取り組んでいる、そのエンディングノートとか人生会議の

番外高砂健康福祉課長 取り組みってというのは、やっぱり本人がやっぱり先のことを見て、それでこういうふうにしたいということを残しておいてもらうということが非常に重要じゃないかなと思ってます。なので、やっぱそうすることで、いろんな入院した時のその亡くなるまでいろんな対応とかも含めてできると思ってますので、これは例えば身寄りがおられなくてもやはり、普段どっかと関わりのある方がおられれば、そういった方と相談しながら自分でどういった人生を送っていききたいか、これは別に高齢者になってからではなくて、若いうちからそういった取り組みをしていくことが重要であるし、それを何回も、1回やったから終わりじゃなく、やっぱりその時に状況が変わるので、そういったところでの自分のこれからの生き方っていうのを考えながら、それぞれがやっていただくことが非常に重要じゃないかなと思っております。

議 長 5番高良議員。

5番高良議員 私もそのとおりだと思います。今のお寺さんにも対価を払ってある、ちょっと分けなきや、ごめんなさい。対価を払ってあるということであればそれはそれでいいとは思いますが、もし本当にどうにもならない、どうにもならないという、言葉が悪いか、もう本当に資産がなくて、身寄りないという方であれば、そういう費用は町費の方で持つのかどうか、その点だけもう1回。

議 長 番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健康福祉課長 もしそこで本当にお金がなく生活保護ぐらいのレベルの方であれば、生活保護の法の中で葬祭扶助というのがあります。これは誰か第三者の方が、そういった方の葬儀なりをやっていただける場合に支払われるものなので、そういったものを充てることができるんじゃないかなとは思ってます。

議 長 5番高良議員。

5番高良議員 分かりました。それで続いてですね、先ほどのエンディングノートの話ですが、これ課長をおっしゃられたとおり、私非常にこれ大事なことだと思うんです。これを課長も言われましたけど若いうちから、ずっと年代年代で、いろいろ社会情勢も変われば自分の環境も変わるんでその都度見直して、自分はこういう人生を送りたいんだというような、終わり方をしたいんだというようなことをちゃんと明確にしておくということは、大変対応する側にとってもやりやすいし手間も省け、言葉悪いですが無駄がなくていいんじゃないかと思います。それでやってもらうための啓発活動ですよ。これを私はやっていく必要があると思うんですが、その辺の啓発活動についてまで、もう考えておられるんでしょうか。

議 長 番外高砂健康福祉課長	番外高砂健康福祉課長。 今のところは高齢者対象に、それこそ悠湯プラザとかそういう介護予防事業の場でやってはおります。そのことを、やはりもうちょっと広げていくような取り組みを去年からちょっと本格的に始めたところもありますので、もっと取り組みの方を充実させていきたいと考えております。ありがとうございます。
議 長	5 番高良議員。
5 番 高良議員	なるべく高齢者の方だけではなく、若い方にも自分の人生を見つめてもらうような取り組みをぜひ進めていただいて、こういう身寄りのない方或いは家族関係が希薄になった方の最後がうまく収まるように努力していただきたいと思います。お願いします。この質問を終わります。答弁はいりません。
議 長	以上で、1 項目めの「身寄りのない高齢者の問題について問う」の質問を終了します。
々	次に、2 項目めの「耕作放棄地の対応について問う」に対する答弁を求めます。番外名原産業振興課長。
番外名原産業振興課長	高良議員の2 項目め、「耕作放棄地の対応について問う」についてお答えいたします。高齢化や人口減少により耕作放棄地が増えつつある現状の中、地域の農業を維持していくため、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村において、令和7年3月末までに地域計画を策定することが義務づけられました。これにより、農業者や地域の話し合いにより、概ね10年後の農地利用の将来計画を作り上げることになっています。現在の取り組み状況でございますが、7月に町内全域の方を対象とした計画作成説明会を開催し、県西部農林水産振興センターと町の担当者から概要と進め方について説明し、意見交換いたしました。その後、町内の中山間地域等直接支払事業に取り組む集落や説明を希望された自治会に出向き、現状や課題を把握し農業振興の方向性を共有しながら、意見交換を重ねているところでございます。今後は、農地管理の聞き取り内容をもとに担い手の見込みや10年後の農地利用の方針を落とし込んだ目標地図や、農業振興施策案を作成し、今年度中の策定に向け取り組んでまいります。
議 長	5 番高良議員。
5 番 高良議員	この問題は、耕作放棄地の問題は、いろいろ過去にもいろんな議員さんがやられておるわけですが、この国の地域計画を作りなさいという、その中山間地域等の直接支払事業を人質というか、それをもっていや作れと言っとる

5 番
高良議員

わけですが。国は、この国の事業、これはね、こういう川本のようなところを見て言ってるとは到底私は思えない節があります。我々のところは、計画を作るも何も、後の担い手の問題が非常に大きくて、人がいないところでどうやってその担い手を作っていくのか、というのが私は一番大きな問題であろうと思います。いくら地域に行かれても、地域がもうすでに高齢化しております。農業を皆さんでやっておられる三原地区とかそういうところはまだ良いにしても、例えば、あとの川沿いですよね、例えば祖式川沿いや矢谷川沿い、三谷川沿い、木谷川沿いですか、そういうところは、農地も狭くてとても三原のように大規模な農業ができない、そういう状況が多いこの川本町で、そういう将来の担い手というところまで話がいくのかどうか、非常に疑問に思うんですが、例えば課長が今言われた中山間地域等の直接払事業に取り組み集落や説明を希望された自治会に出向き、現状や課題を把握してとありましたが、その中でそらの皆様はどういう話をされたんでしょうか。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

まず地域計画についてのお話がありました。この計画の策定の立て付けといたしましては、やっぱり地域のですね協議の場を持つようにということで、行政と集落の方が一緒になって将来について話し合うっていうところが、肝なのかなというふうに感じております。そういった中でですね、やはり議員ご指摘のとおり、いろんなご意見をいただいておまして、川本町農業の現状ということで、一応整理しております。だいたい現状については想定できるようなお話がありました。一番困ってるのは、鳥獣被害で困っていると、これが一番農業やっていくというですね意欲が低下する原因じゃないかということと、それからやっぱり川本はやっぱり水稲中心だよなってことでありますけれども、やはり一方で若手が取り組めるようなですね、何か作物があるといいんじゃないかということもありました。今後5年後、10年後を見据えた中で、誰がやっていただけるのか。担い手、誰が想定できるのかっていうところはいろいろと、やっぱり悲観的な意見もやっぱりありますけれども、やはり一方でやっぱり希望を持ってできるように何とかしなきゃいけないっていう話も出ておりますので、そこに町も寄り添っていけるようにしていきたいと思っております。以上です。

議 長

5 番高良議員。

5 番
高良議員

この問題の一番のネックは、私は人だと思うんですよね。農業をやろうという人がまずいないということを私は思うんですが、課長はどう思われてるでしょうか。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

今、人が一番大事ということで、私もそういうふう感じております。やはり生産者の方が高齢化でいなくなってる現状の中で、誰かがやらないと当然農地は守れませんので、実際その誰にやっていただくかというところなんですけども、一番手っ取り早いのは外から呼んでくるということで、新規就農者の希望される方を都会に出向いて、農業フェア等で募ってくるということが考えられます。なかなかでもいい人材がですね、川本なかなか農業として認知されてないところに来ていただけるって、なかなか可能性としては低いのかなというふうには感じておりますけども、じゃあ実際誰がやるのかというところがございますけども、いろいろと考えるにですね地域内でやるってことであれば、やっぱり農業者の以外の方にも目を向けていかなければいけないなと思っております。ひとつは兼業農家の方に手厚い支援をして、もうちょっともうやめようかなというところを、もうちょっと継続していただく取り組みをしたりとかですね、地域内の非農家の方への取り組みですね。やっぱり地域の中で、農業がなくなると地域も疲弊しますので、それを非農家の方が何かしら例えば草刈りとかですね、重機のオペレーター等で担っていただければ、ある程度支援に繋がるんじゃないかなというふうにも感じております。ちょっといろんなところを考えてですね、取り組んでまいりたいというふうと考えております。

議 長

5番高良議員。

5番
高良議員

今言われることがよく分かるんですが、この川本町人口が3,000人を切って、高齢化率が44.何%までいってます。その中で、要はこれは10年先の農業を見据えてやるということは、今は始める年がどうしても40代とか30代とかでないといけないような、農業もこの10年後を見据えてやりなさいという、これではと私は思うんですよね。その年代からでない。そういう人が、じゃあ川本に何人いるのか。例えば、私が元居た三大字地区に何人いるのか。あるいは三谷方面に何人いるのかと具体的に見た時に、私的には、なかなかその人材が見当たらないのが実感なんですけども。そういうところでも、この将来の農業計画を皆さんと寄り添うのが立て付けということであればいいんですが、ただやるからには何らかの結果が欲しいというのが、行政として動いたときには結果がいるんじゃないかと思うんですが。その辺のところは、結果はどうなるのかなと思うんですが、それは課長いかがでしょう。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

今お話のありました10年後を見据えてというところで、なかなかやっぱりお話参加される方っていうのは、やっぱり70代とか80代の方もおられます。10年先に見通した時に、私果たして生きてるんだらうかっていう方

番外名原産
業振興課長

もいらっしゃいますし、もう10年後もう農業やる体力ないよ、残ってないよっていう方もいらっしゃいます。そういう中でですね、将来の計画というところで、10年後先わからないということで、やはり話し合いの中では、10年後っていうよりも5年後を見据えてちょっと考えてみましょうよということ。一つは中山間の直接支払事業が、第6期が令和7年度から始まりますけれども、こちらの検討、今14集落取り組んでいただいておりますけれども、こちらが継続して取り組んでいただけるようなですね、支援を今、同じく地域計画の意見集約の場で一緒に行っておりますので、できるだけ継続していただくようお願いもそこで合わせてやっております。結果が何かということでございますけれども、やはり行政と集落の農業者の方が一緒に将来を見据えた話し合いをするってことには大変意義があるように感じております。当然、計画作って終わりではございませんので、やはり随時、毎年毎年検証しながらですね、軌道修正を図っていきながら、できるだけ持続可能な農業を川本町の農業について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長

5番高良議員。

5番
高良議員

私が思うには、例えば農地にもいろいろあるわけですね。非常に作りやすいところもあれば、作りにくいところもある。それを、全部十把一絡げで農地として扱っていいのか。今扱うのが今の農地法ではあるんですが、それをやると非常に状況の悪いところまで何とかしなくちゃならないというような状況になると思うんですよね。その中で、もう農地として採算性が合う農地と合わない農地は分けていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そういうことは、そういう考えはどう思われますでしょうか。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

今の町の現状といたしまして、9月末で取りまとめた状況ですと124ヘクタールぐらいがですね、いわゆる再生困難と言われるような荒廃農地というふうになっております。だいたい農地面積の20%以上がですねそういった形になっております。議員おっしゃるとおりに、やはり守る農地を明確化していくってことは求められていかなというふうに思っております。なかなかやっぱり耕作放棄地になるということは、やっぱり条件が悪いところですので、なかなかそれをまたお金かけてまでやるっていう、取り組まれる人がおられればまた別の話ですけども、なかなかそういった農地、耕作条件の悪いところは、やはり手放していかざるをえないのかなというふうにも思います。ですので、今回の地域計画の話し合いの中で、実際その守る農地を明確化して、その目標地図に落とし込んでいく、こういったところを今やっているとございます。以上です。

議 長

5 番高良議員。

5 番
高良議員

そういうことをされてるんであれば、私もそれが方向的には正しいんだろうと思うんです。その全部を全部農地として復活させようというのはおそらく無理だと思います。既に耕作をやめられて、亡くなられた方の農地なんかというのは、どうしても草ではなしに木が生えてるところもたくさんあります。もう木が生えてしまうと、耕盤から基盤にまで根が張ってますので、それを掘り起こすともうなかなか田んぼとしては復元できない。水が止まらないとかいうような状況になりますので、そういうところはもう農地から外して考えていく必要があるんであろうと思います。またこうして、今、先ほど言いましたけど相続放棄というのが結構全国的にあります。この川本においても、私は有るか無いかちょっと把握はしておりませんが、多分出てくるであらうと思います。農地についても、これも管理というのが必ずついてきますので、それを嫌がる方は必ずおられると思います。そういうことも含めて、どういう状況になれば農地として守っていくけども、こういう状況になればもう農地としては守っていけないというような明確な判断の基準を作る必要があるんじゃないかなと私は思います。そういうふうな中で、やみくもに農地として残すのではなくて、先ほど課長もそういう目でやっておられるという答弁でしたので、そういうことがこれからも求められると思います。その中で、ただ、じゃあ残す農地で何をするか、何を作るかということも、昔からエゴマに替わるものは何かないとか、いろいろやってきたわけですがなかなか明確な答えが出ていない。こういう状況の中で、昨今、米の値段は上がったわけですが米を作ると今度は猿の被害、これが皆さん悩まされるところです。例えば皆さん農業で食べれば一番良いんでしょうが、これはちょっとなかなか、今現状農業だけで食べていくというのは、皆さんで農業やられてる三原地区のようなところは、まだいいですけども、他のところはなかなかできない、そういう状況でございます。ちょっと一つ、これは私が思ったのが、邑南町が田んぼへ太陽光パネルを、昔だったら太陽光パネルを耕作地の上に広げるんで耕作はできないんですけども、邑南町さんは垂直パネルを、これも私が新聞で拾った記事ですけども、やると。これを垂直パネルだとその農地の上に張らないので、畦際に立てておられるんですよこれ。そこで太陽光発電をしながら中は農地として使う、というようなことを、これはされる前の記事でしたが、10月からされるという記事が9月の新聞に出てました。そういうふうなことをして、少しでも収入になるような事業をやって、そのなかなか農業では利益を出すのが難しいところでも、こういう少しでも収入に繋がるような取り組みもあるということを考えてみていただけないでしょうか。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

今太陽光パネルのですね、事例についてご紹介いただきました。全国的に農地に太陽光パネルを設置するっていうケースも、なんか増えているようなことも聞いておりますけど、一方で実際その太陽光パネルと農業を両立ということではありますけれども、実際農業やられてないという実態があつてですね、なかなか全国的にもトラブルといいますか、問題になってるということもお聞きしております。現在うちの方でも、太陽光の設置については、いろいろと紹介の方がありましたけれども、農業委員会の方では、基本的には太陽光パネルの設置については今のところはできないというところで、そういうスタンスでやっておられます。実際、今ご紹介いただきました事例等ですね、やっぱ全国的な傾向等もあると思いますので、こういったところについてはまだ、本町としても研究していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長

5 番高良議員。

5 番
高良議員

今、課長の答弁されたのは、多分耕地全面に太陽光パネルを敷き詰めるといふ話だと思うんですが、この邑南町さんがやられてるのは、ちょっと見にくいかもしれませんが、こういう農地の例えば畦のところだけ、畦に沿って縦に立てる。中は耕作地として使える。そういうモデルなんですね。こういうモデルもあるんで、これだと中では農業ができて、その畔のところでは発電ができていくらになるか分かりませんが、そういう何がしかのお金が入ると。そういうこともやられてるようなんで、ちょっとまた研究して聞いてみていただいて、こういうのができるのであれば邑南町さんは自分のところで電気の売買をされてますんで、特に環境的にもやりやすいんであろうとは思いますが、ちょっとそのどういう状況かもうちちょっと調べていただいて、うちの方でも取り入れることができるのであれば取り入れていって、少しでも皆さんの手助けになるような制度にしていかなきゃいけないんじゃないかなと、私は思うわけです。で、さっきちょっと繰り返しになりますけど土地でも残す土地、残さない土地を決めて、川本にふさわしい耕作放棄地の対処の仕方というのも考える必要があると思うんですね。それで、昔からこの耕作放棄地については、牛を放せば牛が畦を崩すから駄目だとか、いろんな話が出ては消え、出ては消えしたところで、なかなか明確なこれというものではなくて悶々としてるのが実際、私もよく、私もこの質問はもう1回、2回じゃありませんのでよく分かってるつもりではあるんですが、それでも何とかしなきゃならないのがこの耕作放棄地で、景観上も問題がありますし、有害鳥獣の住みかともなれるわけですから何とかしていかなければいけないんですが、なかなか民間の力だけでは草刈りも年に1回では済みませんし何回もやるようですし、そういうことがあつて解消には大変困難を極めるのは実際のところなんです。そこで、この国の10年後は10年後で、それは国に対してのあれでやっていただいて、川本版の、川本としてはこういうふうにし

5 番
高良議員

て農地を守っていくというのを、私は作っていく必要があるのではないかと
思うわけです。例えば、それを主体が行政が、行政がやるとお金がかかるん
で、それがいいとは、いいか悪いかという問題も当然出てくるとは思いますが、
その土地の景観上の問題、農地の問題と景観上の問題と2つ出てくると
思うんですね。その辺の絡みでどうやって収めていくかというところを考
えていく必要があるんだろうと思います。例えば、これ例えですけども、その
耕作放棄地を草刈りをしていただいて、例えば景観、花の種をまくとかそう
いうことで、景観を守るとかそういうふうな考えで花を作っておられる方も
おられます。ひまわりを撒いたりいろんな花を作っているところもあるわけ
ですが、そういうふうな方々へも、町としての何がしかの補助を出してでも、
そういう景観を守る活動に対して取り組んではどうかと思うんですが。その
辺は、そうすれば、農地とその木が生えたりという農地は失われることもな
いのではないかとと思うんですが、その辺は、そういう考えはお持ちではない
んでしょうか。

議 長

番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長

今、保全管理のことを言われてたのかなと思いますけども、耕作放棄地対
策としてのですね、多分うちの多面的機能支払交付金事業の方でそういった、
例えばそのシバザクラとか、ああいうものですよね、植えたりとかっていう
ところは見れるんじゃないかと思えますけれども、できるだけ現状の交付金
等で対応できるものは対応していただいて、それ以外のところでうちができる
ことは当然取り組んでいっていきいたいというふうに考えております。以上
です。

議 長

5 番高良議員。

5 番
高良議員

こういう取り組みをしていただければ、こういう補助ができますというよ
うなPRをしていただかないとなかなか皆さんの耳に届かない。それは一番
いいのは、それは農地として使うのが一番いいのは誰でもわかりますが、そ
れができないのであれば、せめてまずその湧水があるとか条件の悪いところ
は別にして、いいところはそうやって少しでも農地として保全をしていかな
いと、どのみち日本の食料自給率が30何%なんですから、食料が足りない
のは間違いないと思うんですね。いざという時いざということがなかった
ら、世界の情勢はいつが変わるかわかりませんので、いざとなったら日本に
は食料がないという状況が起こる可能性もあります。そこまで、町の行政で
含めてものを見てやる必要がないと言われればそれまでですが、そういうこ
とも考えながら、農地の保全というのは大事なことであろうと思います。そ
れからそういうことで少しでも保全に繋がることのあるようであれば、それ
は皆さんにしっかりPRをしていただいて、こういうことをしていただけれ

5番
高良議員 ばこういう補助ができますよというようなPRを私はして欲しいと思います。

議 長 番外名原産業振興課長。

番外名原産
業振興課長 そういった意見を踏まえまして、本町としましても情報発信の方に、そういった留意しながらですね、取り組んでまいりたいというふうに思います。以上です。

議 長 5番高良議員。

5番
高良議員 縷々長い質問をしましたが、そういう少しでも、もう一個人の力ではできないところもありますので、そういう町民の皆さんの知恵を借りるなり力を借りるなりして、少しでも農地の保全に努めていく必要が私はあると思いますので、PR等をしっかり行っていただいて、あるいはまた新しい施策等も考えていただいて、みんなでこの農地と景観を守るというような取り組みをしていただきたいと思います。以上で、この質問を終わります。

議 長 以上で、2項目めの「耕作放棄地の対応について問う」の質問を終了します。

々 これをもちまして、高良議員の一般質問を終了します。

々 (午前10時) 35分から再開したいと思います。

ここで休憩に入ります。 (午前10時24分)